

原義保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	1種(平成34年3月31日まで)

各地方機関の長  
殿  
各都道府県警察の長

警察庁丙備発第47号  
平成29年3月1日  
警察庁警備局長

### 広域緊急援助隊特別救助班について（通達）

広域緊急援助隊特別救助班については、「広域緊急援助隊特別救助班について」（平成25年12月20日付け警察庁丙備発第255号）により運用してきたところであるが、大規模災害の対処能力を強化するため、下記のとおり運用するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、上記通達は本日付けで廃止する。

### 記

#### 1 任務

広域緊急援助隊特別救助班（以下「特別救助班」という。）は、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行うことを主たる任務とする。

#### 2 名称

特別救助班の名称は、警視庁に所属する特別救助班にあつては警視庁、それ以外の特別救助班にあつてはその所属する道府県警察の呼称を冠する。

#### 3 班員の指定

別表1に掲げる都道府県警察（以下「指定都道府県警察」という。）の長は、同表の基準に従い、広域緊急援助隊員の中から次に掲げる要件のいずれかを満たす者（以下「班員」という。）を指定するものとする。この場合において、警部補以上の階級にある班員の数は、編成すべき特別救助班の数と同一又はそれ以上とする。

- (1) 登はん、ロープブリッジ、リペリング降下、潜水等救出救助のための特殊な活動に関し、特に優れた技能を有していること。
- (2) 各種災害対策用装備資機材の取扱い、救急法等に関し、特に優れた技能を有していること。
- (3) 前二号に掲げる技能と同等の救出救助活動に係る技能を有すると認められること。

#### 4 編成

指定都道府県警察の長は、別表1に定める基準に従い、特別救助班を編成するものと

する。この場合において、それぞれの特別救助班について、警部補以上の階級にある班員を1人以上配置し、かつ、別表2に定める基準に従い、班長、副班長及びその他の班員を配置する。

#### 5 教養訓練

指定都道府県警察の長は、部内外において、班員に対する専門的かつ計画的な教養訓練を実施するとともに、高度な救出救助活動に資する各種資格を取得するよう班員を指導・督励し、班員の士気及び練度の維持・向上に努めるものとする。

#### 6 装備資機材の保守管理

指定都道府県警察の長は、高度な救出救助活動に必要な装備資機材の良好な保守管理に努めるものとする。

#### 7 技能の指導

指定都道府県警察の長は、管区機動隊、第二機動隊等に対する救出救助活動に係る技能の指導に班員を活用するものとする。

別表 1

## 特別救助班の配置基準

都道府県警察	班 員	特別救助班
北 海 道 警 察	11人	1 個班
宮 城 県 警 察	11人	1 個班
警 視 庁	44人	4 個班
埼 玉 県 警 察	11人	1 個班
千 葉 県 警 察	11人	1 個班
神 奈 川 県 警 察	22人	2 個班
新 潟 県 警 察	11人	1 個班
静 岡 県 警 察	11人	1 個班
愛 知 県 警 察	22人	2 個班
京 都 府 警 察	11人	1 個班
大 阪 府 警 察	22人	2 個班
兵 庫 県 警 察	11人	1 個班
広 島 県 警 察	11人	1 個班
香 川 県 警 察	11人	1 個班
福 岡 県 警 察	11人	1 個班
沖 縄 県 警 察	11人	1 個班
合 計	242人	22個班

別表 2

## 各特別救助班の編成基準

区 分	人 数	階 級 等
班 長	1 人	警部補以上の階級にある班員の中から、都道府県警察の長が指定する者
副班長	2 人	班長以外の班員であって、当該班において班長を除き最上位の階級にある者のうちから、都道府県警察の長が指定する者
その他の班員	8 人	上記以外の班員